

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

記載要領別表 I 「診療報酬明細書の『摘要』欄への
記載事項等一覧」等に係る記録方法等について

平成 30年 3月 26日付け保医発 0326 第 3号「『診療報酬請求書等の記載要領等について』等の一部改正について」により記載要領別表 I 「レセプト電算処理システム用コード」欄のコメントコードが記載された項目については、平成 30年 10月診療分以降、該当するコードを選択することとなります。

該当するコードについては、厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格に基づき、下記のとおり記録願います。

記

例 1) 下顎運動路描記法 (MMG) を実施し、顎運動関連検査を算定した場合 (記載要領別表 I (歯科) の項番 48)

● C S V の記録

SS, 31, 1, 304001510,,, ~ (略) ~,,, 380, 1,,, ~ (略) ~,,, 1,
----- 顎運動関連検査
----- MMG
 C0, 31, 1, 820100308,,,,,,

(記載要領別表 I (歯科) の項番 48において、「X線・検査の「その他」欄に MMG、Chb、GoA、Ptg のうち該当するものを記載すること。」とされていることから、コメントレコードの「診療識別」項目は「31」を記録します。)

● レセプトの表示

X線検査	全顎 枚	色調	P 混検	P 部検	基本検査	精密検査	その他	MMG
	標	S 培	顎運動 380×1					
	パ	EMR						

(コメントレコードの「診療識別」項目に「31」を記録した場合、X線・検査の「その他」欄に当該コメントを表示します。ただし、他の診療行為等の記録により、表示可能文字数を超えた場合は全体の「その他」欄又は「摘要」欄に表示します。)

